

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書骨子(案)

1. 現況認識と基本的考え方

- 受動喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかであり、特に妊婦や子どもへの悪影響が問題である、としてはどうか。
- 日本学術会議からの脱たばこ社会の実現に向けた提言(平成20年3月4日「脱たばこ社会の実現に向けて」)、神奈川県における禁煙条例の制定に向けた取組、成人識別機能付自動販売機の導入(平成20年7月から)、JRやタクシーなど公共交通機関における受動喫煙防止対策の取組の前進など、国民の関心を惹起するたばこをめぐる環境の変化があった、としてはどうか。
- 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(FCTC)に基づき策定された「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」や各国の状況等の国際的な潮流も踏まえ、受動喫煙防止対策の推進を図る必要がある、としてはどうか。
- たばこの健康への影響についてエビデンスに基づく正しい情報を発信し、一人ひとりがたばこの健康影響について理解を深めるとともに、効果的な普及啓発を一層推進することにより、受動喫煙防止対策を推進する気運を高めていくことが重要である、としてはどうか。
- 受動喫煙防止対策の将来的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間は、受動喫煙による健康影響を防止するため原則として全面禁煙であることが望ましい、としてはどうか。
- 受動喫煙防止対策の将来的な方向性を踏まえつつ、段階的努力として喫煙可能区域を設けることについて、どのように記載するか。

2. 施設における受動喫煙防止対策について

- 多数の者が利用する施設のうち、全面禁煙とするべき施設を示してはどうか。例えば、医療機関、健康維持や健康増進を目的に利用される施設、官公庁、公共交通機関が考えられるのではないか。
- 多数の者が利用する施設の規模・構造、利用状況等により、全面禁煙が困難である場合において、喫煙区域を設ける際の留意事項を示してはどうか。例えば、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」等を参考に適切な受動喫煙防止措置の方法を採るとしてはどうか。

- 喫煙区域を設定した場合においては、喫煙区域に未成年者が立ち入ることを禁止するための措置を講ずる必要があるのではないか。また、妊婦について、喫煙区域に立ち入ることを制限するための措置を講ずる必要があるのではないか。例えば、喫煙区域であることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられるのではないか。
- 飲食店や旅館における受動喫煙防止対策についても記載することとしてはどうか。
- 厚生労働省において、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策の取組について、進捗状況や実態を把握していくべきではないか、としてはどうか。

3. その他

(エビデンスに基づく正しい情報の発信)

- 受動喫煙防止対策に必要な調査・研究を進めてはどうか。例えば、住空間の変化に対応した受動喫煙による曝露状況の調査や、受動喫煙によるたばこ煙への曝露をより正確に評価するための手法に関する研究はどうか。
- 受動喫煙防止対策を進めていくために、たばこの健康への悪影響以外の情報も発信してはどうか。例えば、安くかつ楽に禁煙する方法等の禁煙を促す情報はどうか。

(普及啓発の促進)

- たばこの健康への悪影響や禁煙を促す方法等について、禁煙教育として、地域、職域、学校、家庭において一層推進する、としてはどうか。

(今後の課題)

- 今後の課題として、以下の事項が考えられるのではないか。
 - ・ 職場や公共的空間(例えば、公園、路上等)における受動喫煙防止対策
 - ・ ニコチン代替製剤や内服薬等の禁煙補助薬剤、並びに禁煙サービスをより手軽に活用できる方策
 - ・ たばこに関する健康増進策の一層の推進と、たばこ価格・たばこ税の引上げ
 - ・ 行政による受動喫煙防止対策の支援方法

(おわりに)

- 受動喫煙防止対策の取組の進捗状況及び実態を踏まえながら、折に触れ、更なる受動喫煙防止対策の進展に向けた議論の機会を設けることが必要である、としてはどうか。